審査基準

令和7年3月21日作成

法 令 名:道路交通法

根 拠 条 項:第105条の2第2項

処 分 の 概 要:運転経歴証明書の交付

原権者(委任先):京都府公安委員会

法 令 の 定 め:道路交通法第 104条の4第1項及び第2項(申請による取消し)、第 105条(免許の失効)並びに第 105条の2第1項(運転経歴証明書及び運転経歴情報の記録)

道路交通法施行令第39条の2の5 (運転経歴証明書の交付等)、第39条の2の6 (運 転経歴証明書の交付等)

道路交通法施行規則第30条の8 (運転経歴証明書の交付等の申請の手続)

審 査 基 準: (判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、 審査基準を定めることを要しない。)

標準処理期間:交通部運転免許試験課においては1日、警察署交通課においては3週

申 請 先:交通部運転免許試験課免許申請係、同課京都駅前運転免許更新センター申請係又は警察署交通課

問 合 せ 先:交通部運転免許試験課免許申請係(電話075-631-5181 内線278)

備 考: